

看護職員業務量調査・業務改善業務委託 仕様書

1 業務委託名

看護職員業務量調査・業務改善業務委託

2 事業の目的

看護部病棟業務について、業務量調査とそれに基づき病棟間での業務の標準化や病棟業務の効率化を進め、看護師の業務負担軽減と超過勤務削減を図る。

3 業務内容

(1) 事前打ち合わせ及び準備

- ア 調査を行う前に看護体制や業務概要、スケジュールを把握・確認すること。
- イ タイムスタディ形式による調査（以下「タイムスタディ調査」という）の実施方法について職員への説明会を実施すること。
- ウ 円滑に調査が進むような調整をすること。
- エ 調査票、記録様式の作成をすること。
- オ 実施スケジュールの立案・提示をすること。

(2) 業務量調査

次の 2 つの手法で実施し、実施時期は委託者と受託者と協議して決定すること。

ア 定性調査（実地調査）（1 回以上）

対象部署において主に次の事項のヒアリング調査を実施すること。

- ・構造、備品配置、引き継ぎ内容、他職種との連携、看護記録内容、カンファレンスを含む調査に必要な事項。

イ 定量調査（2 回以上）

タイムスタディ調査を対象部署の職員に実施すること。

- ・調査項目は日本看護協会業務区分表に準ずる項目とする。
- ・調査方法は、現場に負担が生じないよう努めること。
- ・業務改善提案の成果を検証するために対象部署で 2 回（1 回あたり原則 3 日以上）行うこと。

(3) データ集計・分析

調査結果を集計し、看護業務の実態を可視化すること。

調査結果を分析し、問題点、課題、改善案等を取りまとめた資料を作成すること。

データの集計結果はエクセルなどの加工可能なデータで提出すること。

(4) 結果報告会の実施及び業務改善提案

本業務委託の結果について、タイムスタディ調査後に報告会を実施すること（計 2 回以上）。1 回目の報告会では、結果報告及び業務改善提案を行なうこととし、2 回目以降の報告会では、結果報告及び 前回報告時の結果と比較した成果検証を行うこと。

4 業務の対象とする病棟及び看護師配置基準

病棟	病床数	看護師配置基準
緩和ケア	20床	7対1（緩和ケア病棟入院料）
4階西	50床	7対1（急性期一般入院料1）
5階東	52床	7対1（急性期一般入院料1）
5階西	51床	7対1（急性期一般入院料1）
6階東	36床	13対1（地域包括ケア病棟入院料2）
6階西	53床	7対1（急性期一般入院料1）

5 履行にあたり必要な要件

- (1) 本業務に従事する事業者は、過去1年間において、DPC病床数200床以上の病院を対象とした看護部業務量調査の支援実績を有していること。
- (2) 本業務に従事する担当者は、過去1年間において看護部業務量調査の実施経験を有し、具体的なスケジュールおよび手法等について提案できる能力を有していること。

6 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び関連計画、基準等を適切に反映遵守し実施すること。
- (2) 受託者は、本事業を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務実施のために必要と思われる業務については、受託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 受託者が本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）他、個人情報保護に関する法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びびき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 受託者は、発注者と協議を行い、医療行政及び病院経営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、本業務に関する責任者を選任し、発注者に報告すること。
- (5) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は随時に打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正し、その内容について相互に確認すること。
- (6) 本業務について必要な高岡市民病院に関する資料については、発注者の担当職員と協議した上で収集するものとする。
- (7) 受託者は、業務の進捗状況に関して発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (8) 受託者は、業務により知り得た内容等について、秘密を守り、第三者にその情報を漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (9) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、方針を確認すること。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、その都度発注者、受託者協議の上、決定するものとする。